

## 第7回あま市成年後見制度利用促進協議会議事録（要旨）

日時：令和6年9月30日（月）

午後1時30分から午後2時40分まで

場所：あま市役所 2階 E会議室

出席者：委員8人、オブザーバー1人、事務局5人、関係職員9人

### 1 あいさつ

会長・副会長選任後、吉田会長・平田副会長より

### 2 委員紹介（資料1）

事務局より資料1をもとに、今年度から就任する委員を紹介した。

### 3 議題

#### (1) 会長及び副会長の選任について（資料2）

吉田委員を会長に、平田委員を副会長に選任した。

#### (2) あま市権利擁護センターの令和5年度実績について（資料3から資料4）

事務局

先に、あま市成年後見制度利用促進基本計画の振り返りを行った。令和5年度末で第1次あま市成年後見制度利用促進基本計画の終了期間を迎えることから、前回協議会で第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画の最終案を提示した際の助言をもとに完成させた。

第1次計画は3か年計画としていたが、地域福祉計画との整合性を保つため2年間延長し、5か年計画とした。基本目標には地域連携ネットワークづくりの推進と権利擁護に関わる体制の整備・推進を掲げ、権利擁護センターの設立や地域資源との連携を図るなどの取り組みを進めており、延長のタイミングには法人後見の担い手の育成・活動支援についても追加した。

第1次計画終了となる令和5年度はセンター開所から3年が経過して相談件数も増加し、あま市社会福祉協議会で法人後見受任ができる体制も整ったことから、センター実績を報告する。

広報・啓発活動は講演会をはじめ出前講座などを実施した。相談実績は、新規相談39件、延べ相談531件、ケース検討会議16件、市長申立2件、申立て支援6件、報酬助成3件となった。報酬助成においてはこれまで障が

い者への助成実績がなかったが、初めて1件助成に繋げた。親族からの相談はこれまでもあったが申立て支援は令和5年度から行うことができた。新規相談の利用者区分について、高齢者一般の方の相談も多く、今後のために聞きたいとした方が増加した。支援者向けの研修も開催しつつ、制度に関して気軽に相談できるセンターであることを周知していく。

法人後見について、令和5年度には親族申立てが1件、市長申立が1件の計2件を受任してもらっている。1件は日常生活自立支援事業を利用していたが、同事業で対応できない課題が発生した上に頻回な対応が必要と思われることから繋いだ。もう1件は早急な対応が必要とされていたが報酬が見込めないとと思われるため繋いだ。なお、令和6年度に入ってから1件受任してもらっており、その後も審判待ちが1件、申立て予定が1件あり、地域の担い手がいることで制度利用に繋げやすくなった。

#### 社会福祉協議会

法人後見の受任状況について、1件は心配に思うことなどを話してもらった中で、働く生きがいを持たれて仲間も増え、楽しそうに生活されている姿がみられるようになった。法人内の地域包括支援センターや障害相談支援事業所とも連携して毎日を積み重ねることができている点が強みとなっている。もう1件は、入院によって退去が必要となり、それにとまなう支払いについて何度も調整を行った。法人の立場や法人後見について説明を重ね、委員会の弁護士や司法書士の力も借りながら進めた。今年度受任した1件は、相談する場所が増えたと本人が喜んでいる。

本人ができない部分を法人でサポートすることで本人の表情が柔らかくなっており、今後も全力で対応する。しかし、対応に苦慮するケースが増加すると予想しており人手不足も出てくるため、市と力を合わせて進める。

#### 委員

ケース検討会議に挙げた後、申立てに繋がった事案が少ないが、その他の事案はどうなったのか。

#### 事務局

支援方針を検討するためにケース検討会議には上げるが、申立ての準備には時間を要している。会議に挙げた後、同年中の申立てには至らなかったが、今年度に入ってから次々と申立てを進めている。

#### 委員

制度が必要なタイミングとずれてしまわないようスピードを上げられると良い。市長申立ては特に大変だろうが、迅速に需要に応えられるようにしてもらいたい。

#### 委員

1点目に、申立ての準備は人員状況として強化が必要か。また、そのための予算が必要と感じているのか。

2点目に、法人後見の実態を聞いて、やはり困難な事案もあると思った。1点目と似ているが、それ程の案件の重さで担当者の限界がどの程度か、予算をつける必要があるのか、いずれも感覚で良いため聞きたい。

#### 事務局

令和5年度は相談件数が増加しており、1つの案件でも繰り返し対応が必要な重い案件もあったため、個人的な感覚として大変だったが限界とまではいかないと思う。

#### 事務局

予算について事業費が特別かかるものではなく、センターがほぼ直営であるため人件費が目に見えない。相談件数も完全に右肩上がりではないと想定しているが、今後取り組みを進める上で人的に不足する際は補填を考える。

#### 社会福祉協議会

市からの活動補助金の中で法人後見に1人充てている。国が取り組んでいくモデル事業も含めて勉強する前提で、令和7年度以降に組んでもらえるようお願いしている。また、法人後見の担当も慣れてきたと思うが、日常生活自立支援事業の利用者も増えており、考え直す時期が来たと思っている。

#### 委員

マンパワーや予算などの決まりがある中でいかに力を合わせてやっていくかだと思っている。近頃あま市内に成年後見にも関心がある司法書士が3人増えたため、司法書士でできないところは弁護士の先生に依頼する必要があるが、困ったときや相談に来た方の対応にも活用してもらえれば良いと思っている。

### (3) 市民後見人の養成に関する取組状況について（資料5）

#### 事務局

市民後見人の養成にあたっては令和4年度末から4回の打合せを海部圏域で行っており、今後の方向性を資料のとおりとしていた。

そのような中で、令和6年7月8日に「愛知県市民後見人等養成研修市町村向けガイダンス」が開催された。カリキュラムについては、基礎研修・応用研修の50単位分をオンデマンドの動画視聴形式で県が実施する。また、行政に期待される役割や県の養成研修の実施の有無に問わず、市町村に願っていたことが資料のとおり挙げられた。

以上の内容をふまえ、第5回目の担当者会議を令和6年7月25日に開催した。他業務の都合で欠席した海部南部権利擁護センター以外の各自治体が県の研修を活用することを前提として、想定する活躍の場の報告や、養成研修終了後のフォローアップ講座の実施形態等についての意向を共有した。各自治体が想定する活躍の場は資料中の表のとおり。フォローアップ講座については、スケールメリットの観点から海部圏域の広域で実施したいとの意向で一致した。しかし、中核機関の運営形態も異なる中でどのように進めていくかは引き続き検討していく。なお、後日海部南部権利擁護センターにも意向を確認したが、令和6年度の県研修は活用しないとのこと。

また、あま市が提出した活躍の場紹介シートについて、いずれは市民後見人や法人後見支援員として活躍してもらうことも想定しているが、フォローアップ体制が整っていないことや、法人としての後見支援の実績を重ねてから繋げるようにすることから、記載していない。そのため、日常生活自立支援事業の生活支援員のみ記載したが、詳細は修了者へ直接案内をする。なお、県内自治体の活躍の場紹介シートは県のホームページに集約されている。

今後の方向性について、県が具体的な研修内容を示したことで、市民後見人養成について国が示す最低限のカリキュラムは各自治体で進められることとなった。しかし、研修終了後のモチベーションの持続や不安解消のためのフォローアップ研修等は県内各自治体での実施が必要になる。活躍できる幅を広げるためにも海部圏域で実施していきたいが、引き続き検討する。なお、現時点の整備状況では研修修了者の管理方法や活躍の場への繋ぎ方が確立していない。周辺自治体の状況も確認しながら進める。

最後に、県の研修についてあま市では21件の応募があった。愛知県からの情報によると、23市町村で108名の応募があった。あま市の応募者については、福祉関係者が大半ではあるものの、権利擁護意識のある方々を地域づくりのキーパーソンとして活躍できるように繋げていく。なお、海部圏域内の自

治体にも申し込み状況を確認したところ、津島市0件、愛西市6件、大治町3件の申し込みがあった。

繰り返しとなるが、県が研修を実施するため各自治体で国が示す市民後見人の養成について最低限進められるようになった。しかし、県がいつまで研修を続けるのかなど不明であるため、海部圏域においてどのような体制で進めるのか、引き続き検討を重ねて市民後見人を地域で養成できる体制を整えていく。

#### 委員

これだけの研修を受けていただくのは労力もかかり、やる気のある方だと思う。ぜひ活躍の場に繋げてもらいたい。また、未定である自治体なども積極的に補助者のようなところからスタートして、重層的な組織をイメージしながら活動をしてもらいたい。

#### 事務局

申し込みした方は権利擁護に関心があって今後の地域を支えるキーパーソンになると思っている。モチベーションをキープし、さらには上げていくために積極的に活躍の場を紹介する。また、圏域内の他自治体にも目を向け、活躍の場を広げるためにも進捗状況を共有しながら繋げていく。

#### 委員

当市では、県が作成したリーフレットを配るだけでなく説明会を開催した。オンラインにて独学になることや、集まってやることができないと説明したら、当初10人程申し込みがあったが、半分に減った。

環境が整っていない等で、全部突破できるのか心配している。慣れていない方だと戸惑われるのかと思う。目配りしながら付き合っていく必要があると思っている。

#### 事務局

研修が相当な時間を要することから、年齢層が高めの方からの応募が多い印象で、パソコンの設定は慣れていない可能性もある。その上、他の参加者との励まし合いなども難しいと思われるため、定期的に連絡をするなど様子を確認しながら研修を受けてもらえるように支援する。

#### 委員

分野は異なるが、自身の勤める大学で、卒業後のおもに介護現場にいる方

を対象にオンデマンドで研修を組んだ。最初は60人以上の応募があったが、終了されたのは半数以下になった。オンデマンドが難しいのもあるが、仕事と並行して講習を受けるのは時間的な制約があると思う。事務局の説明から申込者は福祉関係者の方が多いとして、その仕事の中で研修の時間を取っていただけるのかなど、それぞれの工夫が必要かと思われる。

#### 委員

ここまでの協議を踏まえ、名古屋家庭裁判所からコメントをいただきたい。

#### 名古屋家庭裁判所

市民後見人の養成に関する取り組み状況について、愛知県が実施する研修の家庭裁判所のコマで講師として参加する。話題にのぼっていたように、とても多くの時間をかけてやっていただくため、こういった高い志のもとに研修を受講していただいたり、市民後見人だったり福祉の現場で活躍していただけるのは、家庭裁判所としても心強いと思っている。

7月のガイダンスは傍聴しており、その時に他市町村からも養成後のフォローがなによりも大事だとの声が出ていた。研修の存在ももちろん大切だが、その後のフォローの部分について、各市町村に委ねられる部分が多く一番大変だとの話も出ていたが、市町村のご助力をいただいて、市民後見人の活躍に繋がっていただきたい、高い期待を寄せている。

#### 4 令和6年度あま市権利擁護センター主催講演会の開催

成年後見制度とセンターのさらなる普及啓発のため、今年度もセンター主催の講演会を開催する。令和6年11月16日（土）の午前10時から、あま市美和文化会館大ホールにて行う。講師には、弁護士法人スピカ平田法律商標事務所の平田健人氏、KATO司法書士事務所の本塚麻子氏をお招きする。成年後見人の活動についてをテーマとしてお話をいただく。参加者名簿を作成するため、参加希望の場合は11月11日（月）までに事務局へ電話やメール、FAXにて連絡していただきたい。

#### 5 第8回あま市成年後見制度利用促進協議会の開催

（次回は令和7年2月下旬から3月上旬頃に開催予定）

#### 6 その他

（事務連絡等はなし）